

弘済院発注の物品等供給契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について(第 1 四半期)

No.	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (円) 税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和8年度 大阪市立弘済院附属病院 照射赤血球液－LR「日赤」 外 1 点買入（単価契約）	29：医薬品	日本赤十字社 近畿ブロック血液センター 所長 木村 貴文	9, 067 及び18, 132	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の 2 第 1 項 第 2 号	G31 当該業者のみが販売	－
2	医療用雑誌（月刊 保険診療 外 1 0 点）買入	51：図書	株式会社神陵文庫大阪支店 支店長 平尾 良紀	271, 161	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の 2 第 1 項 第 2 号	G4 1 月開始から 1 2 月完了の年単位契約	－
3	附属病院運営用 臨床老年看護 買入	51：図書	株式会社 日総研出版 代表取締役 岸田 良平	20, 790	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の 2 第 1 項 第 2 号	G8 他社が販売していない書籍	－
4	令和 8 年度 読売新聞 買入	51：図書	合同会社 S N R メディアサービス 代表社員 西村 諒	57, 600	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の 2 第 1 項 第 2 号	G8 当該所在地の販売所から購入する新聞	－
5	令和 8 年度 朝日新聞ほか 2 件 買入	51：図書	朝日新聞大阪販売株式会社 A S A 北千里 代表取締役 西口 勝之	183, 600	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の 2 第 1 項 第 2 号	G8 当該所在地の販売所から購入する新聞	－
6	令和 8 年度 産経新聞 買入	51：図書	産経新聞 古江台販売所 所長 井田 一也	58, 800	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の 2 第 1 項 第 2 号	G8 当該所在地の販売所から購入する新聞	－
7	令和 8 年度 福祉新聞の買入	51：図書	株式会社福祉新聞社 代表取締役社長 松寿 庶	22, 440	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の 2 第 1 項 第 2 号	G8 他社が販売していない書籍	－
8	令和 8 年度 入所者用新聞の買入（その 1）	51：図書	朝日新聞大阪販売株式会社 A S A 北千里 代表取締役 西口 勝之	22, 200	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の 2 第 1 項 第 2 号	G8 当該所在地の販売所から購入する新聞	－
9	令和 8 年度 病院新聞購読	51：図書	株式会社病院新聞社 取締役社長 佐藤滋芳	13, 200	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の 2 第 1 項 第 2 号	G8 他社が販売していない書籍	－
10	令和 8 年度 入所者用新聞の買入（その 2）	51：図書	読売センター南千里・北千里 合同会社 S N R メディアサービス 代表社員 西村 諒	26, 400	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の 2 第 1 項 第 2 号	G8 当該所在地の販売所から購入する新聞	－
11	追録（地方財務実務提要 666-670）買入	51：図書	株式会社ぎょうせい 代表取締役社長 西本 功二	15, 400	令和8年4月10日	地方自治法施行令 第167条の 2 第 1 項 第 2 号	G8 他社が販売していない書籍	－
12	検体検査用システム機器一式（再リース）借入	12:02:02 情報処理 用機器	三菱H C キャピタル株式会社 関西第一営業部 部長 飯島 賢二	229, 152	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の 2 第 1 項 第 2 号	G7 再リース	－
13	高齢者保健福祉実務事典 （追録166－171） 買入	51：図書	第一法規株式会社 代表取締役社長 田中英弥	10, 698	令和8年6月5日	地方自治法施行令 第167条の 2 第 1 項 第 2 号	G8 他社が販売しない書籍	－
14	空調機 買入	23:家庭用電気機器	株式会社コジマ コジマ×ビックカメラ オンタウン茨木太田店 店長 森田 瞳	306, 240	令和8年6月12日	地方自治法施行令 第167条の 2 第 1 項 第 5 号	G23 物品等不具合による緊急対応	－

随意契約理由書

- 1 案件名
令和 8 年度 大阪市立弘済院附属病院 照射赤血球液－L R「日赤」
外 1 点買入（単価契約）
- 2 契約の相手方
大阪府茨木市彩都あさぎ 7－5－17
日本赤十字社近畿ブロック血液センター
所長 木村 貴文
- 3 随意契約理由
購入する輸血用血液製剤は、国内唯一の採血事業者である日本赤十字社のみが製造販売しており他社からは購入できないため、大阪府内で唯一日本赤十字社が製造する血液製剤関係を販売している上記業者と下記法令に基づき契約を締結する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
大阪市立弘済院管理課（病院）
電話番号 06-6871-8032

随意契約理由書

- 1 案件名称
医療用雑誌（月刊 保険診療 外 10 点） 買入
- 2 契約の相手方
所在地：大阪市中心区今橋 1－7－3
会社名：株式会社 神陵文庫大阪支店
代表者：支店長 平尾 良紀
- 3 随意契約理由
医療用雑誌（月刊 保険診療 外 10 点）の令和 8 年度の年間購読については、令和 7 年度に令和 8 年 1 月～3 月分を比較見積合せにより株式会社神陵文庫大阪支店と契約締結を行った。
この医療用雑誌については、年間購読を申し込む場合 1 月を起点に、12 月を終点とした 1 年単位で申し込む以外の方法がないため、令和 8 年 4 月～12 月分は特名随意契約により当該事業者と契約締結する。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署 福祉局弘済院管理課（附属病院 G）
電話番号：06－6871－8032

随意契約理由書

- 1 案件名 臨床老年看護 買入
- 2 契約相手方 名古屋市西区則武新町3丁目7番15号
株式会社 日総研出版
代表取締役 岸田 良平
- 3 随意契約理由 臨床老年看護については、契約相手方が出版元であり、他社が販売していない書籍のため。
4. 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 福祉局弘済院管理課（附属病院G）
電話番号 06-6871-8032

随 意 契 約 理 由 書

1 契約件名

令和8年度 読売新聞 買入

2 契約相手方

所在地：吹田市津雲台4-1-16

業者名：合同会社SNRメディアサービス

代表者：代表社員 西村 諒

3 随意契約理由

当該物品の発行者は株式会社読売新聞社であり、その販売が行える当院所在地の担当販売所は上記相手方のみであるため、上記相手方と特名随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（計理グループ）

電話番号：06-6871-8003

随 意 契 約 理 由 書

1 契約件名

令和8年度 朝日新聞ほか2件 買入

2 契約相手方

吹田市古江台2-11-2

朝日新聞大阪販売株式会社 ASA北千里

代表取締役 西口 勝之

3 随意契約理由

当該物品の販売が行える当院所在地の担当販売所は上記相手方のみであるため、上記相手方と特名随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（計理グループ）

電話番号：06-6871-8003

随 意 契 約 理 由 書

1 契約件名

令和8年度 産経新聞 買入

2 契約相手方

所在地：吹田市古江台2-11-1

業者名：産経新聞古江台販売所

代表者：所長 井田 一也

3 随意契約理由

当該物品の発行者は株式会社産業経済新聞社であり、その販売が行える当院所在地の担当販売所は上記相手方のみであるため、上記相手方と特名随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（計理グループ）

電話番号：06-6871-8003

特名随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 福祉新聞 買入

2 契約の相手方

所在地 東京都千代田区霞が関3丁目3番1号 尚友会館1階

事業者名 株式会社 福祉新聞社

代表者 代表取締役社長 松寿 庶

3 特名随意契約理由

当該誌については上記業者のみが販売しており、他業者では入手できないため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（施設運営）

第2特別養護老人ホーム

電話番号 06-6871-8020

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和8年度 入所者用新聞 買入（その1）

2 契約の相手方

所 在 地 吹田市古江台2-11-2

事業者名 朝日新聞大阪販売株式会社 ASA 北千里

代 表 者 代表取締役 西口 勝之

3 契約予定金額

金 22,200 円（税込）

4 随意契約理由

当院所在地の販売所から購入する新聞であり、その性質又は目的競争入札に適しないものであることから。

5 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

6 担当部署

福祉局弘済院管理課（施設運営）

電話番号 06-6871-8020

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度病院新聞購読

2 契約の相手方

東京都千代田区平河町 2－4－1

株式会社病院新聞社 取締役社長 佐藤 滋芳

3 随意契約理由

病院新聞（以下、当該新聞）は病院の経営管理に係る行政、団体および医療機器業界の実態や動向、他病院が行う事業改善の内容、新病院の建設に関する情報が掲載されており、定期的に購読することで最新の情報が随時入手でき、活用できると考えております。当該新聞の販売元は病院新聞社のみであることから、上記相手方と随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（庶務グループ）

電話：06(6871)8002

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和8年度 入所者用新聞 買入（その2）

2 契約の相手方

所 在 地 吹田市津雲台4丁目1番16号

事業者名 読売センター南千里・北千里 合同会社 SNR メディアサービス

代 表 者 代表社員 西村 諒

3 契約予定金額

金 26,400 円（税込）

4 随意契約理由

朝刊のみの購入金額が最も安価な読売新聞の買入を行うが、当院所在地の販売所から購入する新聞であり、その性質又は目的競争入札に適しないものであるため。

5 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

6 担当部署

福祉局弘済院管理課（施設運営）

電話番号 06-6871-8020

随意契約理由書

1 案件名称

追録（地方財務実務提要 666－670） 買入

2 契約の相手方

所在地：東京都江東区新木場1丁目18番11号

業者名：株式会社ぎょうせい

代表者：代表取締役社長 西本 功二

3 随意契約理由

「地方財務実務提要」は、本契約相手方のみが発刊・販売しており、追録についても本契約相手方のみが販売しているため、上記事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（計理グループ）

電話番号：06-6871-8003

随意契約理由書

1 事業名

検体検査システム機器一式（再リース）借入

2 契約の相手方

所在地 大阪府大阪市中央区伏見町4-1-1

業者名 三菱HCキャピタル株式会社 関西第一営業部

代表者 部長 飯島 賢二

3 随意契約理由

附属病院の検体検査システム機器一式については、令和2年12月執行の一般競争入札で落札業者となった日立キャピタル株式会社（現行：三菱HCキャピタル株式会社）と長期借入契約（再リース）を締結中であり、令和8年3月31日に契約期間満了となるが、附属病院業務運営上、引き続き円滑なシステム運用を図る必要がある。

附属病院の事業終了予定まで残り約1年間であり、今後の当院での検体検査システムの運用にあたり必要な期間に限って、上記相手方より引き続き当該機器一式の再リースを行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）

電話番号 06-6871-8032

随意契約理由書

- 1 案件名称 高齢者保健福祉実務事典（追録 166－171 号） 買入
- 2 契約の相手方 所在地 東京都港区南青山 2－11－17
業者名 第一法規株式会社
代表者 代表取締役社長 田中 英弥
- 3 随意契約理由 当該書籍は上記業者のみが発刊・販売している。
追録についても同様であり、競争に適さないため。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担 当 福祉局弘済院管理課（施設運営）
06－6871－8020

随意契約理由書

1 案件名称 空調機 買入

2 契約の相手方 所在地：大阪府茨木市城の前町 2－1
事業者名：株式会社コジマ コジマ×ビックカメライオンタウン茨木太田店
代表者：店長 森田 瞳

3 随意契約理由

弘済院第 2 特別養護老人ホームは屋上に設置されている 2 台の吸収冷温水機により全館空調を行っていた。

令和 8 年 2 月中頃より 1 号機の不調が顕著となり、点検を行ったところ大規模な修繕が必要であることが判明したため、3 月 24 日に今後の対応を協議し、1 号機は修繕を行ったとしても空調の効きは現状維持程度であること、また係る経費が高額（1,000 万円超）であり、令和 9 年春に施設の閉院を予定していることから修繕は行わないこととなった。

それにより 2 号機の負荷が大きくなることから、個別空調を備えた居室の整備を進めていたが、6 月 2 日の朝エラーが発生し全館空調が停止する事態となった。

当日夕方に関心あるエラーは解消されたが、同様の事態を繰り返す恐れがある。

当該施設は認知症を抱える高齢者の方々が生活されており、入所者の健康を保つ上で適切な室温を保つことは必要不可欠である。

近年、暑さ指数が警戒レベルとなる日も多く、入所者の生命・身体に多大な影響を及ぼす恐れがあるため、急ぎ個別空調を備えた居室（2 部屋）を整備する。

緊急で 3 社に見積依頼を行い、2 社については中東情勢の影響により部材調達が困難なことから期限内での設置は困難との回答を得たため、早期対応可能な上記事業者を選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 5 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（施設運営）

電話番号 06－6871－8020